

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	13	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和4年度 of ガス導管事業の法的分離に伴う分社化等により、不可避免的に外部化したグループ会社間の取引等に係る各事業年度の収入金額。 ・ 特例措置の内容 ガス供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第9条第22項、地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条第4号 〕		
減収 見込額	[初年度] — (▲101) [平年度] — (▲101) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的とする。 (2) 施策の必要性 ガス事業については、ガスシステム改革を着実に実行するため、平成27年6月にガス事業法を改正。その一環として、ガス導管部門の一層の中立性を確保するため、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者においては、令和4年4月1日以降、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならないとされ、ガス導管事業を分離（ガス導管事業の「法的分離」）されたところ。このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等（法人間取引等）として扱われることになった。 法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められているが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなっている。 競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的として、本措置の延長を要望する。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日
		同上の期間中の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めること。
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	3 社
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ガス事業者にとって分社化による不可避免的な法人事業税の追加負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進める。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	ガスシステム改革の一環である法的分離に伴うガス事業者の不可避免的な分社化により外部化された取引等による事業者の追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定的な供給等への影響を最大限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与することから妥当性を有する。また、本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ提供されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(年度) (適用件数) (減収額 (百万円)) 令和4年度 0 0 令和5年度 2 91 令和6年度 2 101
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○適用総額の種類：課税標準（収入金額） ○適用総額（千円） 令和4年度：0 令和5年度：11,628,711 令和6年度：13,002,238
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	ガス事業者にとって分社化による不可避免的な法人事業税の追加負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与している。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和3年度税制改正要望において、令和4年の法的分離に伴う分社化等により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を、法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって控除する要望を行った。 これを踏まえ、令和4年度より5年間、当該特例措置を講じている。

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置

- 自己点検の結果、短期アウトカムである「法的分離により分社化されたガス事業者によるガスの安定供給の確保」については、対象期間である令和4年度から令和6年度において、各事業者が想定する最大ガス需要見込みを上回る供給量を確保しており、指標（ガス供給量／最大ガス需要見込み）の目標値である100%以上を達成していることを確認した。本措置により、法的分離に伴い不可避免的に発生するグループ会社間取引に係る追加的な税負担が回避され、ガスの安定供給に必要な事業活動を支える環境の確保に寄与している。
- 中期アウトカムである「各地域におけるガス事業者間の競争の促進」については、実績が公表されている令和6年度までにおいて、新規小売によるガス供給量シェアが増加しており、指標（当該年度における新規小売のシェア／前年度における新規小売のシェア）の目標値である前年度比100%以上を達成していることを確認した。本措置により、法的分離の対象となったガス事業者と他のガス事業者との課税の公平性が確保され、ガスシステム改革の目的である競争的な市場環境の整備に一定の効果を発揮している。
- 長期アウトカムである「全国におけるガスの安定供給の確保及び競争環境の整備」については、対象期間が令和4年度から令和13年度までであるため、現時点では評価の途上にある。他方で、分社化されたガス事業者については供給力を十分に確保しており、新規小売による供給量シェアも増加傾向にあることから、ガスの安定供給を維持しつつ競争を促進するという政策目的に沿った効果が引き続き確認されている。
- また、本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制に起因するものであり、収入金課税が継続する限りにおいては継続を検討するとしていたところ。
- 以上の自己点検結果を踏まえ、ガス事業者の法的分離に伴い不可避免的に発生する追加的な税負担を回避し、ガス事業者間の課税の公平性を確保するとともに、ガスの安定供給及び競争的な市場環境の整備を引き続き推進するため、本措置の延長を求める。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性